

改正案	現行
14 資金移動業者関係 Ⅱ 資金移動業者の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅱ－2 諸手続 Ⅱ－2－2 法第53条に基づく報告書について (3) 金融庁への送付等 ① (略) ② 資金移動業者に係る定期報告 イ. 財務局長は、資金移動業者に対して、法第54条第1項の規定に基づき、毎年3月末における業務報告書を別紙様式9により、<u>また、資金移動業者の委託先に関する報告書を別紙様式9の2により、毎年5月末までに徴収するものとする。</u> ロ. (略) ③ (略)	14 資金移動業者関係 Ⅱ 資金移動業者の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅱ－2 諸手続 Ⅱ－2－2 法第53条に基づく報告書について (3) 金融庁への送付 ① (略) ② 資金移動業者に係る定期報告 イ. 財務局長は、資金移動業者に対して、法第54条第1項の規定に基づき、毎年3月末における業務報告書を別紙様式9により毎年5月末までに徴収するものとする。 ロ. (略) ③ (略)